

通関業者・輸入者 各位

## 第12回輸入手続の所要時間調査について

平素より関税政策及び税関行政に御理解及び御協力いただき、誠にありがとうございます。  
財務省関税局・税関におきましては、従来より適正な通関を確保しつつ、輸入手続全体の一層の迅速化を図るため、種々の施策を講じてきたところであります。今後の種々の施策を推進していく上での参考とするため、平成27年3月の第11回調査に引き続き、今般、下記要領により第12回輸入手続の所要時間調査を実施することといたしました。つきましては、通関業者及び輸入者の皆様におかれましては、本調査へのご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 調査対象期間

平成30年3月12日(月)～3月18日(日)

#### 2. 対象官署

◎二重下線を付した官署は、特例輸入者（以下「AEO輸入者」という。）による特例申告に係る貨物の調査も、網掛けの官署は、輸出入申告官署の自由化を利用した輸入申告に係る貨物の調査も実施します。

- (1) 航空貨物……東京税関(本関、成田航空貨物、東京航空貨物、羽田)、大阪税関(関西空港)、名古屋税関(中部空港)、門司税関(福岡空港)、沖縄地区税関(那覇空港)の8官署
- (2) 海上貨物……東京税関(本関、大井)、横浜税関(本関、本牧埠頭、東扇島)、神戸税関(本関、ポートアイランド、六甲アイランド)、大阪税関(本関、南港)、名古屋税関(本関、西部、興津)、門司税関(田野浦、博多)の15官署

#### 3. 調査対象

##### (1) 一般申告

調査実施期間内に上記調査対象官署にNACCSを使用して行われた輸入申告（申告等種別コードがIC・HKA・HTA及びBP並びにマニフェスト通関貨物のものに限る。）から、約5,000件(海上貨物約3,000件、航空貨物約2,000件)を無作為に抽出し、調査対象とします（国際郵便物に係る輸入申告、窓口電子申告端末を利用した自社申告及び輸出入申告官署の自由化を利用した輸入申告（以下「自由化申告」という。）は除く。）。

##### (2) 特例申告に係る引取申告

調査実施期間内に特例申告に係る調査の対象官署にNACCSを使用して行われたAEO輸入者による特例申告に係る引取申告（申告等種別コードがHK及びHTのものに限る。）から、約1,700件(海上貨物約1,000件、航空貨物約700件)を無作為に抽出し、調査対象とします（国際郵便物に係る輸入申告及び自由化申告は除く。）。

##### (3) 自由化申告

調査実施期間内に自由化申告に係る調査の対象官署にNACCSを使用して行われた自由化申告（申告等種別コードがIC・HK・HT・HKA・HTA及びBP並びにマニフェスト通関貨物のものに限る。）から約1,700件(海上貨物約1,000件、航空貨物約700件)を無作為に抽出し、調査対象とする（国際郵便物に係る輸入申告は除く。）。

#### 4. 調査方法（別添フロー図参照）

調査対象申告に係る貨物について、以下の各段階における時刻を「調査票」に記入し、所要時間を調査することとし、調査票及び記載要領等については別途周知するものといたします。

##### ① 税関手続

入港 → 搬入 → 申告 → 関係書類等提出 → 書類審査終了 →

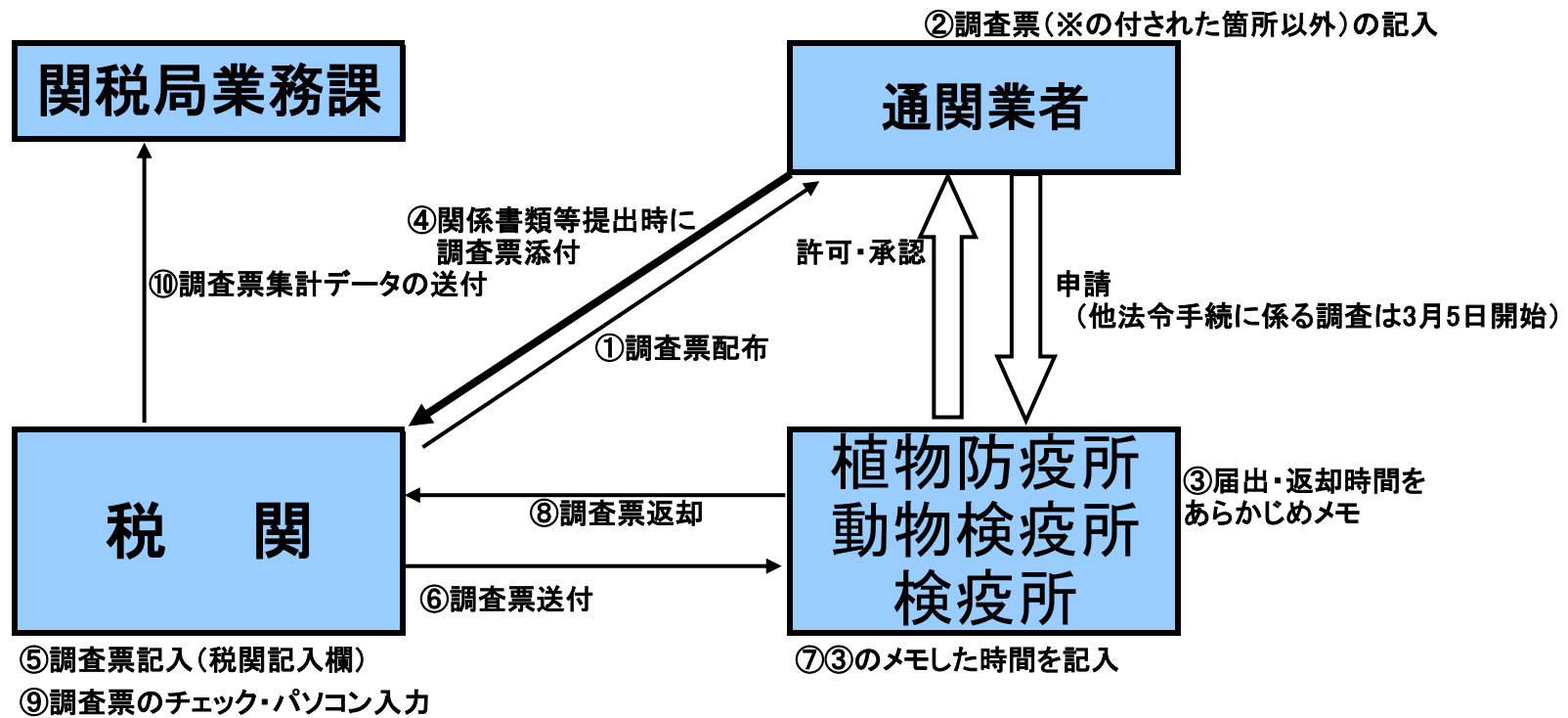
（検査開始 → 検査終了） → 許可 → 搬出

##### ② 関税関係以外の他法令の手続

許可申請書等の提出 → （検査開始 → 検査終了） → 許可承認等

# 第12回輸入手続の所要時間調査の調査フロー

(調査対象期間:平成30年3月12日(月)~3月18日(日))



注1: →は調査票の流れを示す。

注2: ⑦における食品届に係る調査票の記入は、書面のものは各検疫所で記入されるが、システムのものには厚生労働省本省にて電算処理により時間を計算される。

注3: 3月31日(土)までに搬出されないものについては調査打ち切りとする。

調査票 ( I ) ( 航空 )

※整理番号

※官署番号

<p>1. AWB番号 : _____</p> <p>2. 申告番号 : _____</p> <p>3. 申告種別 : 1 IC 2 BP 3 HK 4 HT 5 HKA 6 HTA 7 マニフェスト</p> <p>4. 入港届 : 1 システム 2 書面</p> <p>5. 取卸港名 : 1 成田空港 2 羽田空港 3 関西空港 4 中部空港 5 福岡空港 6 那覇空港 7 その他</p> <p>6. 便名 : _____</p> <p>7. 貨物種別 : 1 航空一般 2 SP・OBC 3 マニフェスト</p> <p>8. 税番(6桁) : _____ (9800.00)</p> <p>9. 予備審査制の利用 : 1 有 2 無</p>	<p>10. 到着即時輸入許可制度の利用 : 1 有 2 無</p> <p>11. 特例申告の利用 : 1 B(到着前) 2 A(到着後) 3 無</p> <p>12. 納税の方法 : 1 納期限の延長 2 直納 3 MPN 4 リアルタイム口座振替 5 無</p> <p>13. 関係書類提出 : 1 システム 2 書面</p> <p>14. 輸出入申告官署の自由化の利用 : 1 有 2 無</p> <p>※15. 貨物確認・検査官署 : 1 申告官署 2 蔵置官署</p> <p>※16. 審査区分 : 1 区分1 2 区分2 3 区分3</p> <p>※17. 貨物確認・税関検査 : 1 見本 2 検査場 3 現場</p> <p>18. 開庁時間外執務の届出 : 1 有(A) 2 有(E) 3 無 理由 : 第1[ ] 第2[ ] ( )</p>
<p>イ. 入港日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分</p> <p>ロ. 搬入日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分</p> <p>A. 入港から搬入までに下記時間以上を要した場合、その理由 (東京本関:7時間、成田、羽田、関空、中部、福岡、那覇:2時間)</p> <p>第1理由 [ ] 第2理由 [ ]</p> <p>ハ. 申告日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分</p> <p>B. 搬入から申告までに2時間以上を要した場合、その理由</p> <p>第1理由 [ ] 第2理由 [ ]</p>	
<p>ニ. 関係書類等提出日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分</p> <p>C. 申告から関係書類等提出までに2時間以上を要した場合、その理由</p> <p>第1理由 [ ] 第2理由 [ ]</p> <p>※ホ. 書類審査終了日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分</p> <p>※D. 関係書類等提出から書類審査終了までに2時間以上を要した場合、その理由</p> <p>第1理由 [ ] 第2理由 [ ]</p> <p>※ヘ. 検査実施日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分</p> <p>※E. 書類審査終了から検査実施までに2時間以上を要した場合、その理由</p> <p>第1理由 [ ] 第2理由 [ ]</p> <p>※ト. 検査終了日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分</p> <p>※F. 検査実施から検査終了までに2時間以上を要した場合、その理由</p> <p>第1理由 [ ] 第2理由 [ ]</p> <p>※チ. 許可日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分</p>	
<p>リ. 搬出日時 : _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分</p> <p>G. 輸入許可から搬出までに2時間以上を要した場合、その理由</p> <p>第1理由 [ ] 第2理由 [ ]</p>	
<p>通関業者名 _____ 担当者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>(自社通関の場合は輸入者名を記載)</p>	

太枠部分は(区分2・3の申告のみ記入)

(注) 1. 時間は、24時間表記です。(例:午後2時は、14時と記入して下さい。)

2. ※印の付されている項目は、記入の必要はありませんが、リ、及びGについては、記載要領を確認の上記入をお願いいたします。

3. リ、及びGについて、調査票提出時に記入できない場合は、税関にご連絡をお願いいたします。

調査票 (I) (海上)

※整理番号 \_\_\_\_\_  
 ※官署番号 \_\_\_\_\_

1. 申告番号 : _____	11. 納税の方法 : 1 納期限の延長 2 直納 3 MPN 4 リアルタイム口座振替 5 無
2. 申告種別 : 1 IC 2 BP 3 HK 4 HT 5 HKA 6 HTA	12. 関係書類提出 : 1 システム 2 書面
3. 入港届 : 1 システム 2 書面	13. 輸出入申告官署の自由化の利用 : 1 有 2 無
4. 船卸港符号 : _____	※14. 貨物確認・検査官署 : 1 申告官署 2 蔵置官署
5. 輸送手段 : 1 コンテナ輸送 2 その他	※15. 審査区分 : 1 区分1 2 区分2 3 区分3
6. コンテナ扱い利用 : 1 有 2 無	※16. 貨物確認・税関検査 : 1 見本 2 検査場(大型×線以外) 3 大型×線 4 現場
7. 税番(6桁) : _____	17. 開庁時間外執務の届出 : 1有(A) 2有(E) 3 無
8. 予備審査制の利用 : 1 有 2 無	理由 : 第1[ ] 第2[ ]
9. 到着(搬入)即時輸入許可制度の利用 : 1 U(到着即時) 2 Z(搬入即時) 3 無	( )
10. 特例申告の利用 : 1 B(到着前) 2 A(到着後) 3 無	

イ. 入港日時 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

ロ. 搬入日時 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

A. 入港から搬入までに24時間(1日間)以上を要した場合、その理由

第1理由	第2理由	( )
[ ]	[ ]	[ ]

ハ. 申告日時 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

B. 搬入から申告までに48時間(2日間)以上を要した場合、その理由

第1理由	第2理由	( )
[ ]	[ ]	[ ]

太枠部分は(区分2・3の申告のみ記入)

ニ. 関係書類等提出日時 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

C. 申告から関係書類等提出までに2時間以上を要した場合、その理由

第1理由	第2理由	( )
[ ]	[ ]	[ ]

※ ホ. 書類審査終了日時 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

※D. 関係書類等提出から書類審査終了まで3時間以上を要した場合、その理由

第1理由	第2理由	( )
[ ]	[ ]	[ ]

※ ヘ. 検査実施日時 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

※E. 書類審査終了から検査実施までに8時間以上を要した場合、その理由

第1理由	第2理由	( )
[ ]	[ ]	[ ]

※ ト. 検査終了日時 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

※F. 検査実施から検査終了までに3時間以上を要した場合、その理由

第1理由	第2理由	( )
[ ]	[ ]	[ ]

※ チ. 許可日時 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

リ. 搬出日時 : \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

G. 輸入許可から搬出までに24時間(1日間)以上を要した場合、その理由

第1理由	第2理由	( )
[ ]	[ ]	[ ]

通関業者名	担当者名	連絡先	—
(自社通関の場合は輸入者名を記載)			

(注) 1. 時間は、24時間表記です。(例:午後2時は、14時と記入して下さい。)  
 2. ※印の付されている項目は、記入の必要はありませんが、リ、及びGについては、記載要領を確認の上記入をお願いいたします。  
 3. リ、及びGについて、調査票提出時に記入できない場合は、税関にご連絡をお願いいたします。

## 調査票（Ⅱ）（他法令）

・該当する法令に○を付す。1～6以外の法令に該当する場合は、7に他法令コード一覧表から該当する法令の番号を選択し記入（複数記入可）。

<p>1. 植物防疫法</p> <p>a. 申請方法：1 システム 2 書面</p> <p>b. 植防検査の有無：1 有 2 無          [合格書発行防疫所： ]          [申請番号： ]</p> <p>※イ. 提出日時： 月 日 時 分</p> <p>※ロ. 検査開始日時： 月 日 時 分</p> <p>※A. 提出から検査開始までに下記時間以上を要した理由  <input type="checkbox"/> (海上24時間、航空4時間)  <input type="checkbox"/> ( )</p> <p>※ハ. 検査終了日時： 月 日 時 分</p> <p>※B. 検査開始から終了までに下記時間以上を要した理由  <input type="checkbox"/> (海上3時間、航空1.5時間)  <input type="checkbox"/> ( )</p> <p>※ニ. 承認日時： 月 日 時 分</p> <p>※C. 検査終了から承認までに下記時間以上を要した理由  <input type="checkbox"/> (海上1時間、航空0.5時間)  <input type="checkbox"/> ( )</p>	<p>3. 食品衛生法</p> <p>a. 届出方法：1 システム 2 書面</p> <p>b. 届出状況：1 到着前 2 到着後</p> <p>c. 検査の有無：1 自主検査有 2 行政検査有 3 命令検査有 4 検査無          [届出済証発行検査所： ]          [届出受付番号： ]          [(欄番号)： ]</p> <p>※イ. 届出日時： 月 日 時 分</p> <p>※ロ. 返却日時： 月 日 時 分</p> <p>※届出から返却日時までに下記時間以上を要した理由  <input type="checkbox"/> (海上18時間、航空4時間)  <input type="checkbox"/> ( )</p>
<p>2. 家畜伝染病予防法</p> <p>a. 申請方法：1 システム 2 書面</p> <p>b. 動物検査の有無：1 有 2 無          [証明書発行検査所： ]          [検査証明書番号： ]</p> <p>※イ. 提出日時： 月 日 時 分</p> <p>※ロ. 検査開始日時： 月 日 時 分</p> <p>※A. 提出から検査開始までに下記時間以上を要した理由  <input type="checkbox"/> (海上24時間、航空1時間)  <input type="checkbox"/> ( )</p> <p>※ハ. 検査終了日時： 月 日 時 分</p> <p>※B. 検査開始から終了までに下記時間以上を要した理由  <input type="checkbox"/> (海上3時間、航空1時間)  <input type="checkbox"/> ( )</p> <p>※ニ. 承認日時： 月 日 時 分</p> <p>※C. 検査終了から承認までに下記時間以上を要した理由  <input type="checkbox"/> (海上2時間、航空0.5時間)  <input type="checkbox"/> ( )</p>	<p>4. 医薬品医療機器等法(旧薬事法) (1 到着前 2 到着後)</p> <p>a. 届出方法：1 システム 2 書面</p> <p>※イ. 届出等月日： 月 日</p> <p>※ロ. 確認等月日： 月 日</p>
<p>5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (1 到着前 2 到着後)</p> <p>※イ. 申請等月日： 月 日</p> <p>※ロ. 承認等月日： 月 日</p>	<p>6. 外国為替及び外国貿易法 (1 到着前 2 到着後)</p> <p>a. 申請方法：1 システム 2 書面</p> <p>b. 適用法令：1 外国為替令 2 輸入貿易管理令          [到着後の場合、IL等番号： ]</p> <p>※イ. 申請等月日： 月 日</p> <p>※ロ. 承認等月日： 月 日</p>
<p>7. 他法令コード： ( )</p>	

(注) 1. 時間は、24時間表記です。(例: 午後2時は、14時と記入して下さい。)

2. ※印の付されている項目は、記入の必要はありません。

## 《調査票の記載要領》

## I 記載及び提出についての一般事項

1. 択一の欄は、該当番号に○を付す。
2. ※印の付された欄は記入を要しない。
3. 時間は24時間表記とする。(例：午後2時は、14時とする。)
4. 調査票は鉛筆又はボールペンで記載すること。
5. 調査票については、税関官署にて受領する。又は税関ホームページに掲載されている調査票をダウンロードして使用する。
6. 調査票の提出方法については、税関官署へ書面にて提出する。税関官署に連絡の上で、MSB業務を利用し、電磁的記録により送付しても差支えない。なお、MSX業務による送付は不可であるので注意すること。

## II 調査票（I）に係る記載要領

## 1. 上段の記載要領

- (1) 「申告種別」欄  
輸入マニフェスト通関を利用してなされた申告は、「7 マニフェスト」に○を付す。
- (2) 「入港届」欄  
入港届の届出方法に○を付す。
- (3) 「税番」欄
  - ① HS 6桁(○○○○.○○)の税番を記入する。
  - ② 1申告で、複数欄ある場合は、最も申告価格の高い欄の税番を記入する。ただし、少額合算のものを除く。少額合算のみの申告の場合は、少額合算の税番を記入する。
  - ③ 少額貨物(1万円以下)の無条件免税(関税定率法第14条第18号)が適用される場合には、(9800.00)を○で囲む。
  - ④ マニフェスト通関を利用している場合は記載不要。
- (4) 「到着即時輸入許可制度の利用」欄  
到着即時許可制度の利用の有無のいずれかに○を付す。
- (5) 「特例申告の利用」欄  
特例申告を利用した場合であって、貨物が本邦に到着する前に引取申告を行ったものについては「1 B」に、到着後に引取申告を行った場合は「2 A」に、特例申告を利用していない場合は「3 無」に、それぞれ○を付す。
- (6) 「納税の方法」欄  
実際の納税方法が2~4のいずれかに当てはまる場合であっても、輸入申告の際に納期限の延長を利用する場合には、「1 納期限の延長」にのみ○を付す。
- (7) 「関係書類提出」欄  
通関関係書類をMSX業務を利用し、電子ファイルにて提出した場合は、「1 システム」に○を付す。  
MSX業務にて通関関係書類を送付した場合は、許可後に、原本の提出が必要な申告であっても「1 システム」に○を付すものとする。ただし、区分1で提出資料がない場合は記載不要。
- (8) 「輸出入申告官署の自由化の利用」欄  
輸出入申告官署の自由化を利用し、貨物の蔵置場所を管轄する官署とは異なる官署に申告を行ったときは、「1 有」に○を付す。
- (9) 「開庁時間外執務の届出」欄  
OSA業務にて開庁時間外執務の要請の届出を行った場合、届出種別により、「1 有(A)」、「2 有(E)」のいずれかに○を付した上、その理由について『開庁時間外執務の要請の届出をした理由』から該当する理由番号を「第1 [ ]」に記入する。該当する理由番号が複数ある場合は、その主たる理由番号を2つ選び、「第1 [ ]」、「第2 [ ]」にそれぞれ記入する。「その他」の番号を記入した場合は、( )内に当該理由を簡潔に記入する。また、24時間官署に申告を行った場合は、全て「3 無」に○を付すものとする。  
書面による届出の場合には、「1 有(A)」に○を付す。

## 2. 下段の記載要領

- (1) イ. ~ニ. 及びリ. には、入港等の日時(分)を記入する。  
(ニ.については、区分2又は3が払出された申告についてのみ記入する。)
- (2) 「入港日時」欄  
入港届の「入港の日時」を記入する。  
なお、他港(異なる税関空港)から保税運送された貨物にあつては、通関場所の保税地域に

搬入された日時を記入する（この場合には、入港日時と搬入日時が同一日時となる）。

- (3) 「搬入日時」欄
- ① 貨物が分割されて搬入された場合は、当初の搬入日時を記入する。
  - ② 「到着即時輸入許可制度の利用」欄の「1 有」に○を付している場合には記入を要しない。
  - ③ 「特例申告の利用」欄の「1 B」及び「2 A」に○を付している場合であっても、搬入が行われた場合には、記入を要することに留意する。
- (4) 「申告日時」欄
- ① 輸入申告の日時は、送信（輸入申告又はBP承認申請）を行った日時分を記入する。
  - ② 「予備審査制の利用」の欄が「1 有」の場合には、本申告への切替えの日時分を記入する。
  - ③ 「到着即時輸入許可制度の利用」欄の「1 有」に○を付している場合であっても、記入を要することに注意する。
  - ④ 「特例申告の利用」欄の「1 B」及び「2 A」に○を付している場合であっても、記入を要することに留意する。
  - ⑤ 「開庁時間外執務の届出」欄で、「2 有（E）」に○を付し、区分2又は3が払出された場合には、当該官署の翌開庁時刻を申告日時とする。
- (5) 「関係書類等提出日時」欄（区分2、3の場合のみ記入）
- ① 「予備審査制の利用」の欄が「1 有」の場合であっても、本申告に切替えるまでに関係書類を提出する場合には、本申告への切替えの日時分を記入する。
  - ② 「到着即時輸入許可制度の利用」欄の「1 有」に○を付している場合には記入を要しない。
  - ③ 「特例申告の利用」欄の「1 B」及び「2 A」に○を付している場合であっても、関係書類等の提出を要した場合には、記入を要することに留意する。
  - ④ 通関関係書類をMSX業務を利用し、電子ファイルにて提出した場合は、許可後に原本の提出が必要な申告であっても、当該電子ファイルを送信した日時分を記入する。ただし、「開庁時間外執務の届出」欄で、「2 有（E）」に○を付し、区分2又は3が払出され、当該官署の翌開庁時刻までにMSX業務で関係書類を送付した場合には、当該開庁時刻を提出日時とする。
- (6) 「搬出日時」欄
- ① 区分1の場合で、許可後、調査票提出（申告書類等の提出）の際に貨物が搬出されている場合には、当該搬出された日時を記入する。  
調査票提出時に記入できない場合には、搬出後に税関に搬出日時を連絡する。
  - ② 貨物が分割して搬出された場合は、当初の貨物の搬出日時を記入する。
  - ③ 貨物の搬入場所が自社倉庫の場合には、「輸入許可時」をもって、搬出の日時とする。
- (7) 「理由」欄
- 入港から搬入等の各段階において、長時間を要した理由を記載する欄には、それぞれの段階において設定された所要時間を超えた場合に、『各段階において長時間を要した理由』の該当する理由番号を記入する。該当する理由番号が複数ある場合は、その主たる理由番号を2つ選び、第1理由、第2理由にそれぞれ記入する。なお、当該理由表のうち選択した理由の（ ）内に具体的な理由を記載する等の指示がある場合には、当該指示に従い「理由」の欄の[ ]内に具体的な理由等を記入する。

### Ⅲ 調査票（Ⅱ）（他法令）に係る記載要領

1. 1. ～6. の法令に基づく許可、承認等が必要な申告については、該当する法令の番号に○を付すとともに必要事項を記入する。なお、1. ～6. 以外の法令に基づく許可、承認等が必要な申告については、別添「他法令コード一覧表」から該当する法令名の番号を7. に記入する（該当する法令が複数ある場合は、7. の（ ）内に該当する法令名の番号を複数記入する）。

#### 2. 各法令ごとの記入方法

##### [1. 植物防疫法]

検査合格証明書又は輸入認可証明書を発行した植物防疫所名及び申請番号を調査票の該当欄に記入し、輸入申告書に当該調査票を添付して税関に提出する。

ただし、輸入申告の際に植物防疫所への申請が行われていない場合等輸入申告書提出時に当該内容を記入することができない場合には、記入は不要とする。

この場合に、システムを利用した場合には、後日、税関に植物防疫所名及び申請番号を連絡する。

(注) 合格証発行防疫所名記載例

横浜植物防疫所	で発行されたものは「横浜」と記入する。
横浜植物防疫所東京支所	で発行されたものは「東京」と記入する。
横浜植物防疫所成田支所	で発行されたものは「成田」と記入する。
横浜植物防疫所羽田空港支所	で発行されたものは「羽田」と記入する。

##### [2. 家畜伝染病予防法]



- (1) 輸入検査証明書を発行した動物検査所名及び輸入検査証明書の証明番号を調査票の該当欄に記入し、輸入申告書に当該調査票を添付して税関に提出する。  
ただし、輸入申告の際に動物検査所への申請が行われていない場合等輸入申告書提出時に当該内容を記載することができない場合には、記入は不要とする。  
この場合に、システムを利用した場合には、後日、税関に動物検査所名及び証明書番号を連絡する。  
(注) 証明書発給検査所名記載例  
動物検査所本所 で発行されたものは「本所」と記入する。  
動物検査所畜産物検査課 で発行されたものは「畜産物」と記入する。
- (2) システムによる申告の場合、「検査証明書番号」には、申請時の払出し番号を記入する。

### [3. 食品衛生法]

- (1) 食品等輸入届出済証を発行した検査所名及び届出受付番号（複数欄ある場合には、該当する欄の番号）を調査票の該当欄に記入し、輸入申告書に当該調査票を添付して税関に提出する。  
ただし、輸入申告の際に検査所への届出が行われていない場合等輸入申告書提出時に当該内容を記載することができない場合には、記入は不要とする。  
この場合に、システムを利用した場合には、後日、税関に検査所名及び届出受付番号を連絡する。  
(注) 届出済証発給検査所名記載例  
成田空港検査所 で発行されたものは「成田」と記入する。  
東京検査所第一課 で発行されたものは「東京1」と記入する。  
東京検査所第二課 で発行されたものは「東京2」と記入する。
- (2) 「届出状況」欄は、貨物の到着前に食品届を提出し、輸入が認められた場合（注）には「1 到着前」、その他の場合には「2 到着後」に○を付す。また、「検査の有無」欄は、検査の有無に応じ「1 自主検査有 2 行政検査有 3 命令検査有 4 検査無」の該当番号（1及び2に同時に該当する場合には双方）に○を付す。  
(注) 「貨物の到着前に食品届を提出し、輸入が認められた場合」とは  
① 事前届出制を利用して貨物到着前に届出書を提出したもののうち、検査不要となり、貨物到着前に届出書が返却された場合  
② 計画輸入制度(特定の食品等を繰り返し輸入する場合に初回の輸入時に輸入計画を提出し、検査の結果問題のないものについて一定期間内輸入の都度の届出を省略する制度)を利用した場合をいう。  
したがって、事前届出制を利用して貨物到着前に届出書を提出した場合であっても、貨物到着前に届出書が返却されない場合（上記①以外）には、「到着前」に該当しないので留意する。

### [4. 医薬品医療機器等法（旧薬事法）]

貨物の到着前に医薬品医療機器等法に係る承認等を取得した場合には「到着前」に、貨物の到着後に取得した場合には「到着後」に○を付す。

### [5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律]

- (1) 貨物の到着前に化審法に係る承認等を取得した場合には「到着前」に、貨物の到着後に取得した場合には「到着後」に○を付す。  
(2) 既存化学物質及び公示化学物質の輸入の場合は「到着前」の扱いとする。

### [6. 外国為替及び外国貿易法]

貨物の到着前に外為法に係る承認等を取得した場合には「到着前」に、貨物の到着後に取得した場合には「到着後」に○を付す。

## 《調査票の記載要領》

## I 記載及び提出についての一般事項

1. 択一の欄は、該当番号に○を付す。
2. ※印の付された欄は記入を要しない。
3. 時間は24時間表記とする。(例：午後2時は、14時とする。)
4. 調査票は鉛筆又はボールペンで記載すること。
5. 調査票については、税関官署にて受領する。又は税関ホームページに掲載されている調査票をダウンロードして使用する。
6. 調査票の提出方法については、税関官署へ書面にて提出する。税関官署に連絡の上で、MSB 業務を利用し、電磁的記録により送付しても差支えない。なお、MSX 業務による送付は不可であるので注意すること。

## II 調査票（I）に係る記載要領

## 1. 上段の記載要領

- (1) 「入港届」欄  
入港届の届出方法に○を付す。
- (2) 「船卸港符号」欄  
NACCS 掲示版国連 LOCODE 表「LOCODE」5桁を記入する。(記入例：JPTYO)
- (3) 「輸送手段」の欄及び「コンテナ扱い利用」欄  
「コンテナ扱い利用」の欄は「輸送手段」の欄がコンテナ輸送の場合のみ記入する。
- (4) 「税番」欄
  - ① HS 6桁(○○○○.○○)の税番を記入する。
  - ② 1申告で、複数欄ある場合は、最も申告価格の高い欄の税番を記入する。ただし、少額合算のものを除く。少額合算のみの申告の場合は、少額合算の税番を記入する。
- (5) 「到着(搬入)即時輸入許可制度の利用」欄  
到着即時扱いを表す申告条件コード「U」を入力、送信して輸入申告を行った貨物については「1 U」に、搬入即時扱いを表す申告条件コード「Z」を入力、送信して輸入申告を行った貨物については「2 Z」に、利用していない場合は「3 無」に、それぞれ○を付す。
- (6) 「特例申告の利用」欄  
特例申告を利用した場合であって、貨物が本邦に到着する前に引取申告を行ったものについては「1 B」に、到着後に引取申告を行った場合は「2 A」に、特例申告を利用していない場合は「3 無」に、それぞれ○を付す。
- (7) 「納税の方法」欄  
実際の納税方法が2~4のいずれかに当てはまる場合であっても、輸入申告の際に納期限の延長を利用する場合には、「1 納期限の延長」にのみ○を付す。
- (8) 「関係書類提出」欄  
通関関係書類を MSX 業務を利用し、電子ファイルにて提出した場合は、「1 システム」に○を付す。  
MSX 業務にて通関関係書類を送付した場合は、許可後に、原本の提出が必要な申告であっても「1 システム」に○を付すものとする。ただし、区分1で提出資料がない場合は記載不要。
- (9) 「輸出入申告官署の自由化の利用」欄  
輸出入申告官署の自由化を利用し、貨物の蔵置場所を管轄する官署とは異なる官署に申告を行ったときは、「1 有」に○を付す。
- (10) 「開庁時間外執務の届出」欄  
OSA 業務にて開庁時間外執務の要請の届出を行った場合、届出種別により、「1 有(A)」、「2 有(E)」のいずれかに○を付した上、その理由について『開庁時間外執務の要請の届出をした理由』から該当する理由番号を「第1 [ ]」に記入する。該当する理由番号が複数ある場合は、その主たる理由番号を2つ選び、「第1 [ ]」、「第2 [ ]」にそれぞれ記入する。「その他」の番号を記入した場合は、( )内に当該理由を簡潔に記入する。また、24時間官署に申告を行った場合は、全て「3 無」に○を記入するものとする。  
書面による届出の場合には、「1 有(A)」に○を付す。

## 2. 下段の記載要領

- (1) イ. ~ニ. 及びリ. には、入港等の日時(分)を記入する。  
(ニ.については、区分2又は3が払出された申告についてのみ記入する。)
- (2) 「入港日時」欄  
入港届の「入港の日時」(接岸日時)を記入する。  
なお、他港(異なる開港)から保税運送された貨物にあつては、通関場所の保税地域に搬入

された日時を記入する（この場合には、入港日時と搬入日時が同一日時となる）。

(3) 「搬入日時」欄

- ① 貨物が分割されて搬入された場合は、当初の搬入日時を記入する。
- ② 「到着（搬入）即時輸入許可制度の利用」欄の「1 U」に○を付している場合には記入を要しない。なお、「到着（搬入）即時輸入許可制度の利用」欄の「2 Z」に○を付している場合は、記入を要することに注意する。
- ③ 「特例申告の利用」欄の「1 B」及び「2 A」に○を付している場合であっても、保税地域への搬入が行われた場合には、記入を要することに留意する。

(4) 「申告日時」欄

- ① 輸入申告の日時は、送信（輸入申告又はBP承認申請）を行った日時分を記入する。
- ② 「予備審査制の利用」の欄が「1 有」の場合には、本申告への切替えの日時分を記入する。
- ③ 「到着（搬入）即時輸入許可制度の利用」欄の「1 U」及び「2 Z」に○を付している場合であっても、記入を要することに注意する。
- ④ 「特例申告の利用」欄の「1 B」及び「2 A」に○を付している場合であっても、記入を要することに留意する。
- ⑤ 「開庁時間外執務の届出」欄で、「2 有（E）」に○を付し、区分2又は3が払出された場合には、当該官署の翌開庁時刻を申告日時とする。

(5) 「関係書類等提出日時」欄（区分2、3の場合のみ記入）

- ① 「予備審査制の利用」の欄が「1 有」の場合であって、本申告に切替えるまでに関係書類を提出する場合には、本申告への切替えの日時分を記入する。
- ② 「到着（搬入）即時輸入許可制度の利用」欄の「1 U」及び「2 Z」に○を付している場合には記入を要しない。
- ③ 「特例申告の利用」欄の「1 B」及び「2 A」に○を付している場合であっても、関係書類等の提出を要した場合には、記入を要することに留意する。
- ④ 通関関係書類をMSX業務を利用し、電子ファイルで提出した場合、許可後に原本の提出が必要な申告であっても、当該電子ファイルを送信した日時分を記入する。ただし、「開庁時間外執務の届出」欄で、「2 有（E）」に○を付し、区分2又は3が払出され、当該官署の翌開庁時刻までにMSX業務で関係書類を送付した場合には、当該開庁時刻を提出日時とする。

(6) 「搬出日時」欄

- ① 区分1の場合で、許可後、調査票提出（申告書類等の提出）の際に貨物が搬出されている場合には、当該搬出された日時を記入する。  
調査票提出時に記入できない場合には、搬出後に税関に搬出日時を連絡する。
- ② 貨物が分割して搬出された場合は、当初の貨物の搬出日時を記入する。
- ③ 貨物の搬入場所が自社倉庫の場合には、「輸入許可時」をもって、搬出の日時とする。

(7) 「理由」欄

入港から搬入等の各段階において、長時間を要した理由を記載する欄には、それぞれの段階において設定された所要時間を超えた場合に、『各段階において長時間を要した理由』の該当する理由番号を記入する。該当する理由番号が複数ある場合は、その主たる理由番号を2つ選び、第1理由、第2理由にそれぞれ記入する。なお、当該理由表のうち選択した理由の（ ）内に具体的な理由を記載する等の指示がある場合には、当該指示に従い「理由」の欄の[ ]内に具体的な理由等を記入する。

### Ⅲ 調査票（Ⅱ）（他法令）に係る記載要領

1. 1. ～6. の法令に基づく許可、承認等が必要な申告については、該当する法令の番号に○を付すとともに必要事項を記入する。なお、1. ～6. 以外の法令に基づく許可、承認等が必要な申告については、別添「他法令コード一覧表」から該当する法令名の番号を7. に記入する（該当する法令が複数ある場合は、7. の（ ）内に該当する法令名の番号を複数記入する）。

#### 2. 各法令ごとの記入方法

##### [1. 植物防疫法]

検査合格証明書又は輸入認可証明書を発行した植物防疫所名及び申請番号を調査票の該当欄に記入し、輸入申告書に当該調査票を添付して税関に提出する。

ただし、輸入申告の際に植物防疫所への申請が行われていない場合等輸入申告書提出時に当該内容を記入することができない場合には、記入は不要とする。

この場合に、システムを利用した場合には、後日、税関に植物防疫所名及び申請番号を連絡する。

(注) 合格証発行防疫所名記載例

横浜植物防疫所

で発行されたものは「横浜」と記入する。

横浜植物防疫所東京支所

で発行されたものは「東京」と記入する。

横浜植物防疫所成田支所                      で発行されたものは「成田」と記入する。  
横浜植物防疫所羽田空港支所                で発行されたものは「羽田」と記入する。

## [ 2. 家畜伝染病予防法 ]

- (1) 輸入検疫証明書を発行した動物検疫所名及び輸入検疫証明書の証明番号を調査票の該当欄に記入し、輸入申告書に当該調査票を添付して税関に提出する。  
ただし、輸入申告の際に動物検疫所への申請が行われていない場合等輸入申告書提出時に当該内容を記載することができない場合には、記入は不要とする。  
この場合に、システムを利用した場合には、後日、税関に動物検疫所名及び証明書番号を連絡する。
- (注) 証明書発給検疫所名記載例  
動物検疫所本所                                      で発行されたものは「本所」と記入する。  
動物検疫所畜産物検疫課                        で発行されたものは「畜産物」と記入する。
- (2) システムによる申告の場合、「検疫証明書番号」には、申請時の払出し番号を記入する。

## [ 3. 食品衛生法 ]

- (1) 食品等輸入届出済証を発行した検疫所名及び届出受付番号（複数欄ある場合には、該当する欄の番号）を調査票の該当欄に記入し、輸入申告書に当該調査票を添付して税関に提出する。  
ただし、輸入申告の際に検疫所への届出が行われていない場合等輸入申告書提出時に当該内容を記載することができない場合には、記入は不要とする。  
この場合に、システムを利用した場合には、後日、税関に検疫所名及び届出受付番号を連絡する。
- (注) 届出済証発給検疫所名記載例  
成田空港検疫所                                      で発行されたものは「成田」と記入する。  
東京検疫所第一課                                      で発行されたものは「東京1」と記入する。  
東京検疫所第二課                                      で発行されたものは「東京2」と記入する。
- (2) 「届出状況」欄は、貨物の到着前に食品届を提出し、輸入が認められた場合（注）には「1 到着前」、その他の場合には「2 到着後」に○を付す。また、「検査の有無」欄は、検査の有無に応じ「1 自主検査有 2 行政検査有 3 命令検査有 4 検査無」の該当番号（1及び2に同時に該当する場合には双方）に○を付す。
- (注) 「貨物の到着前に食品届を提出し、輸入が認められた場合」とは  
① 事前届出制を利用して貨物到着前に届出書を提出したもののうち、検査不要となり、貨物到着前に届出書が返却された場合  
② 計画輸入制度(特定の食品等を繰り返し輸入する場合に初回の輸入時に輸入計画を提出し、検査の結果問題のないものについて一定期間内輸入の都度の届出を省略する制度)を利用した場合  
をいう。  
したがって、事前届出制を利用して貨物到着前に届出書を提出した場合であっても、貨物到着前に届出書が返却されない場合（上記①以外）には、「到着前」に該当しないので留意する。

## [ 4. 医薬品医療機器等法（旧薬事法） ]

貨物の到着前に医薬品医療機器等法に係る承認等を取得した場合には「到着前」に、貨物の到着後に取得した場合には「到着後」に○を付す。

## [ 5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ]

- (1) 貨物の到着前に化審法に係る承認等を取得した場合には「到着前」に、貨物の到着後に取得した場合には「到着後」に○を付す。  
(2) 既存化学物質及び公示化学物質の輸入の場合は「到着前」の扱いとする。

## [ 6. 外国為替及び外国貿易法 ]

貨物の到着前に外為法に係る承認等を取得した場合には「到着前」に、貨物の到着後に取得した場合には「到着後」に○を付す。

## 《他法令コード一覧表》

- 1・・・《PD》毒物及び劇物取締法
- 2・・・《GA》高圧ガス保安法
- 3・・・《FL》肥料取締法
- 4・・・《AC》農薬取締法
- 5・・・《EX》火薬類取締法
- 6・・・《RA》狂犬病予防法
- 7・・・《SP》砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
- 8・・・《AM》アルコール事業法
- 9・・・《NA》麻薬及び向精神薬取締法
- 10・・・《AD》覚せい剤取締法
- 11・・・《CA》大麻取締法
- 12・・・《OP》あへん法
- 13・・・《FS》銃砲刀剣類所持等取締法
- 14・・・《ST》印紙等模造取締法
- 15・・・《PS》郵便切手類模造等取締法
- 16・・・《HU》鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- 17・・・《MA》加工原料乳生産者補給金等暫定措置法
- 18・・・《FM》主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
- 19・・・《PE》石油の備蓄の確保等に関する法律
- 20・・・《FR》水産資源保護法
- 21・・・《PM》感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 22・・・《IA》特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 23・・・《SH》労働安全衛生法

## 《各段階において長時間を要した理由等表》 (航 空)

### I. 調査票 (I)

#### (I) 開庁時間外執務の要請の届出をした理由

1. 荷主が引取りを急いでいた。
2. 通関業者において通関を急いでいた。
3. 税関審査・検査が開庁時間外にまで及んだ。
4. 他法令の許可・承認等の取得に時間を要した。
5. 早朝に申告を行った。
6. その他 (具体的な理由を記入して下さい。)

#### (II) 各段階の理由

##### A. 入港から搬入までに下記時間以上を要した理由

(東京本関：7時間、成田、羽田、関空、中部、福岡、那覇：2時間)

1. 搬入チェック及びマッチングに時間を要した。
2. 貨物の取卸し、仕分け、デバン作業に時間を要した。
3. 保税蔵置場への運送に時間を要した。
4. その他 (具体的な理由を記入して下さい。)

##### B. 搬入から申告までに2時間以上を要した理由

1. 休日が間に入った (申告の準備が休前日中に間に合わなかった)。
2. 休日が間に入った (特に通関を急ぐ理由がなかった)。
3. 申告に必要な関係書類が未入手又は不備により申告の準備に時間を要した。
4. 通関業者側の事務の繁忙により申告の準備が遅れた。
5. 他法令の許可・承認等の取得に時間を要した。
6. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
7. その他 (具体的な理由を記入して下さい。)

##### C. 申告から関係書類等提出までに2時間以上を要した理由

1. 通関業者側の事務の繁忙により申告書の提出が遅れた。
2. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
3. その他 (具体的な理由を記入して下さい。)

##### G. 輸入許可から搬出までに2時間以上を要した理由

1. 休日が間に入った。
2. 配送先毎の仕分け等搬出作業に時間を要した。
3. 毎日、搬出時間 (トラックの配車時間) が決められているため。
4. トラック等の配車に時間を要した。
5. 輸入者の指示により、貨物の引取を急がなかった。
6. その他 (具体的な理由を記入して下さい。)

## 《各段階において長時間を要した理由等表》 (海上)

### I. 調査票 (I)

#### (I) 開庁時間外執務の要請の届出をした理由

1. 荷主が引取りを急いでいた。
2. 通関業者において通関を急いでいた。
3. 税関審査・検査が開庁時間外にまで及んだ。
4. 他法令の許可・承認等の取得に時間を要した。
5. 早朝に申告を行った。
6. その他 (具体的な理由を記入して下さい。)

#### (II) 各段階の理由

##### A. 入港から搬入までに24時間(1日間)以上を要した理由

1. 搬入チェック及びマッチングに時間を要した。
2. 貨物の取卸し、仕分け、デバン作業に時間を要した。
3. 保税地域への運送に時間を要した。
4. 保税地域の管理者がNACCSへの搬入登録を入港船舶単位でまとめて実施しているため
5. その他 (具体的な理由を記入して下さい。)

##### B. 搬入から申告までに48時間(2日間)以上を要した理由

1. 休日が間に入った (申告の準備が休前日中に間に合わなかった)。
2. 休日が間に入った (特に通関を急ぐ理由がなかった)。
3. 申告に必要な関係書類が未入手又は不備により申告の準備に時間を要した。
4. 通関業者側の事務の繁忙により申告の準備が遅れた。
5. 他法令の許可・承認等の取得に時間を要した。
6. 国内の倉庫の在庫調整のため、保税地域で一時的に保管したため。
7. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
8. その他 (具体的な理由を記入して下さい。)

##### C. 申告から関係書類等提出までに2時間以上を要した理由

1. 通関業者側の事務の繁忙により申告書の提出が遅れた。
2. 特に通関を急ぐ理由がなかった。
3. その他 (具体的な理由を記入して下さい。)

##### G. 輸入許可から搬出までに24時間(1日間)以上を要した理由

1. 休日が間に入った。
2. 配送先毎の仕分け等搬出作業に時間を要した。
3. 毎日、搬出時間 (トラックの配車時間) が決められているため。
4. トラック等の配車に時間を要した。
5. 輸入者の指示により、貨物の引取を急がなかった。
6. 保税地域の管理者がNACCSへの搬出登録を一定期間単位でまとめて実施しているため
7. 国内の倉庫の在庫調整のため、保税地域で一時的に保管したため。
8. その他 (具体的な理由を記入して下さい。)

## 第12回輸入手続の所要時間調査の調査対象とする申告

調査対象貨物は、調査対象期間内(平成30年3月12日(月)から同年3月18日(日))に、調査対象官署に対して行われた、以下の申告とする。

東京税関本関に対する海上貨物の一般申告の場合、申告番号の8桁目、9桁目が「11、22、33、44、55、66、77、88、99」であるものが調査対象となる。

(例) 申告番号 11480791150 調査対象

< 調査対象貨物 >

申告税関	申告先官署	区分	一般申告(注1)	引取申告(注2)	自由化申告(注3)
東京税関	本関	海上	8桁目、9桁目が 「11、22、33、44、55、66、77、 88、99」	全申告	8桁目、9桁目が 「11、22、33、44、55、66、77、 88、99」
		航空	8桁目、9桁目が「11」	/	8桁目、9桁目が 「11、22、33、44、55、66、77、 88、99」
	大井出張所	海上	8桁目、9桁目が 「11、22、33、44、55、66、77、 88、99」	全申告	8桁目、9桁目が 「11、22、33、44、55、66、77、 88、99」
	成田航空貨物出張所	航空	8桁目、9桁目が「11」	全申告	8桁目、9桁目が 「11、22、33、44、55、66、77、 88、99」
	東京航空貨物出張所	航空	8桁目、9桁目が 「11、22、33、44、55、66、77、 88、99」	/	8桁目、9桁目が 「11、22、33、44、55、66、77、 88、99」
	羽田税関支署	航空	8桁目、9桁目が「11」	/	8桁目、9桁目が 「11、22、33、44、55、66、77、 88、99」
横浜税関	本関	海上	8桁目、9桁目が 「11、22、33、44、55、66、77、 88、99」	/	8桁目、9桁目が 「11、22、33、44、55、66、77、 88、99」
	本牧埠頭出張所	海上	8桁目、9桁目が 「11、22、33、44、55、66、77、 88、99」	全申告	/
	東扇島出張所	海上	8桁目、9桁目が 「11、22、33、44、55、66、77、 88、99」	/	/
名古屋税関	本関	海上	10桁目が 「1、2、3、4」	全申告	9桁目、10桁目が 「11、22、33、44、55」
	西部出張所	海上	9桁目、10桁目が 「11、22、33、44」	全申告	/
	興津出張所	海上	9桁目、10桁目が 「11、22、33」	/	/
	中部空港税関支署	航空	8桁目から10桁目が 「111、222、333」	10桁目が 「1、2、3、4、5、6」	全申告
大阪税関	本関	海上	9桁目、10桁目が 「00、11、22、33、44、55、66」 及び「10、20、30、40、50、60、 70、80、90」	/	9桁目、10桁目が 「00、11、22、33、44、55、66」
	南港出張所	海上	9桁目、10桁目が 「00、11、22、33、44」	全申告	9桁目、10桁目が 「00、11、22、33、44、55、66」
	関西空港税関支署	航空	8桁目から10桁目が 「000、111、222、333、444」	全申告	9桁目、10桁目が 「00、11、22、33、44、55、66」 及び「10、20、30、40、50、60、 70、80、90」
神戸税関	本関	海上	8桁目が 「0」、「1」、「2」	/	8桁目が「0」
	六甲アイランド出張所	海上	8桁目が「0」、「1」	全申告	/
	ポートアイランド出張所	海上	8桁目が「0」、「1」	全申告	8桁目が「0」
門司税関	田野浦出張所	海上	9桁目、10桁目が「11、21、 31、41、51、61、71、81、91」	/	/
	博多税関支署	海上	9桁目、10桁目が「11、21、 31、41、51、61、71、81、91」	全申告	/
	福岡空港税関支署	航空	9桁目、10桁目が「11、21、 31」	/	/
沖縄地区税関	那覇空港税関支署	航空	7、8、9桁目が 「111、222、333、444」	/	/

(注1) 一般申告(IC・HKA・HTA及びBP並びにマニフェストのものに限る。)

(注2) 特例申告に係る引取申告(HK及びHTのものに限る。自由化申告を除く。)

(注3) 自由化申告(IC・HK・HT・HKA・HTA及びBP並びにマニフェストのものに限る。)